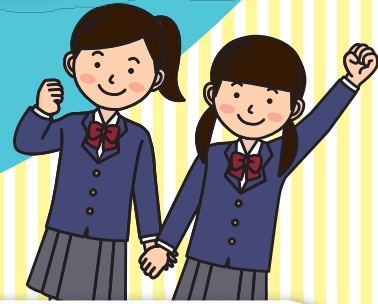


18歳から投票ができます!!



投票の仕方

1 投票所入場券をもって、投票所に行く

2

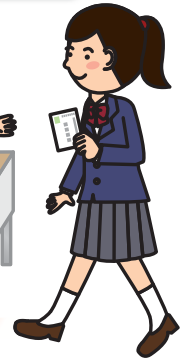
投票所入場券で本人であることを確認、投票用紙を受け取る

※もし入場券を忘れても、本人確認ができれば、大丈夫です。

投票用紙交付係

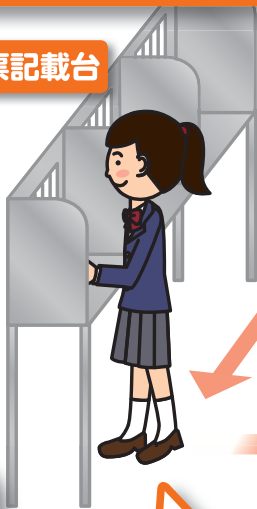
名簿対照係

受付



入口

投票記載台



投票立会人

投票立会人

3

投票用紙に候補者名や政党名を書く

4

投票箱に投票用紙を入れる



投票管理者

出口

投票所では、上の図のような流れで投票します。
 なお、学校のテストや部活の大会などにより選挙当日に投票に行けない場合は、
 期日前投票所で投票することもできます。

選挙運動のルール

18歳になったら選挙運動ができます

ただし、選挙運動には、様々なルールがあります

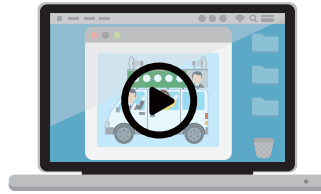
できること



選挙運動のメッセージを、ホームページ、ブログ、フェイスブック、ツイッター、ラインなどに書き込むことはできます。



選挙運動の様子を収めた動画を、動画投稿サイトなどに投稿することはできません。



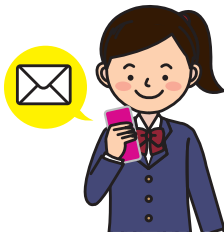
電話や、来訪者、街角でたまたま出会った人へ、投票や応援を依頼することはできません。



できないこと



選挙運動のメッセージを、電子メールを使って送信することはできません。（電子メールを使って選挙運動ができるのは、候補者と政党だけです。）



18歳未満の人は、選挙運動をすることはできません。



選挙運動期間以外は、選挙運動をすることはできません。選挙運動期間とは、立候補の届出が受理された時から投票日の前日までです。



他の人の家などに個別に訪問して、投票や応援を依頼することはできません。



選挙運動用のホームページやメール、チラシなどを印刷して配ることはできません。



他の人になりすまして投票所に入り、投票することはできません。



公職選挙法において認められていない報酬を受け取ることはできません。



上記の他にも、選挙運動用のポスターを破り棄てたり、演説を妨害したり、金品により他人を買収したりなど、してはいけないことがたくさんありますので、注意しましょう。

選挙で投票を行うのは、原則として住民票のある市町村です。新住所地で投票をするためにも、進学や就職などで引っ越しをしたら住民票を移しましょう。